

お住まいの地域で

木造住宅無料耐震診断

ローラー作戦を



実施しませんか？

碧南市役所建築課
41-3311 内線 414

阪神大震災では！

- 地震直接死の8割が家屋の倒壊による**圧死・窒息死**
- 内**9割**がほぼ**即死**（地震発生後15分以内に死亡）

阪神大震災で倒壊した家屋の6割以上を占める昭和56年以前ものについて、市では「木造住宅無料耐震診断」（裏面）を実施しており、この制度のPRとして、「無料耐震診断ローラー作戦」（裏面）を平成26年度に旭地区の一部で実施し、現地で申し込みを受け付けました。

診断の結果、耐震性がないと判明した場合、改修費等の補助を受けることもできます。改修等により倒壊の被害者が減れば、救助が必要な方が減るだけでなく、救助活動をする人を増やすことにもつながります。

住宅の耐震化は個人だけの問題ではなく地域の重要な課題です！

訓練、防災用備蓄や避難所生活の知恵は、
生き延びてこそ活かせるものです。

お申し込み、ご相談は建築課でお待ちしています！

「無料耐震診断ローラー作戦」とは

自主防災会会員様・地区役員様等の地域の方と市職員で班（チーム）を構成し、昭和56年5月以前に着工された旧基準木造住宅を戸別訪問し耐震化のPRとともに無料耐震診断の申込みをお願いするものです。在宅率が高い休日に、2～4時間程度で実施します。

建築課へご相談ください！



「木造住宅無料耐震診断」とは

愛知県耐震診断養成講習会を受講した主に地元の建築士の方が、現地調査を行い詳細判定と所見をまとめた診断報告書をお渡しします。現地調査を行います。居住者または所有者の立会いが必要です。

判定値が1.0未満であった場合、**碧南市の耐震改修等補助制度**を利用することもできます。碧南市では耐震改修工事のほか、**耐震建替え工事**や**耐震取壊し工事**の補助制度を実施します。いずれの補助制度を利用するにもまずは、**無料耐震診断**を受けておくことが必要です。耐震診断がまだお済みでない住宅所有者の方は、早めに市役所建築課にお申込みください。

次の全てに該当することが必要です

- | | |
|----------|---|
| ・ 申込者 | 所有者 |
| ・ 住宅の所在地 | 市内 |
| ・ 建築年月日 | 昭和56年5月31日以前に着工 |
| ・ 構法 | 木造（2×4工法、特殊工法は診断できません） |
| ・ 建物用途 | 戸建専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅 |
| ・ 階数 | 2階建以下 |
| ・ そのほか | ①空家でなく、人が就寝している棟であること
②貸家の場合、住居者の同意を得ていること |

※申し込みから診断結果お渡しまでは2～3か月程度かかります。